

二 納税地及び納税義務

改 正 後	改 正 前
<p>(解散した公益法人等の納税義務)</p> <p>1 - 1 - 6 公益法人等、人格のない社団等又は外国法人が解散した場合には、その清算中の各事業年度の所得及び清算所得については、清算所得に対する法人税は課されないが、これらの所得のうち収益事業から生じた所得及び国内源泉所得に係る所得について各事業年度の所得に対する法人税が課されるのであるから留意する。</p> <p><u>ただし、公益法人等が清算中に内国法人である普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合において、その該当することとなる日以後は、清算所得について清算所得に対する法人税が課されることとなる。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(解散した公益法人等の納税義務)</p> <p>1 - 1 - 6 公益法人等、人格のない社団等又は外国法人が解散した場合には、その清算中の各事業年度の所得及び清算所得については、清算所得に対する法人税は課されないが、これらの所得のうち収益事業から生じた所得及び国内源泉所得に係る所得について各事業年度の所得に対する法人税が課されるのであるから留意する。</p>
<p>(非営利型法人における特別の利益の意義)</p> <p>1 - 1 - 8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号(非営利型法人の範囲)に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。</p> <p>— 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃料で貸し付けていること。</p>	<p>(中間法人の課税所得の範囲)</p> <p>1 - 1 - 8 中間法人法第2条第1号(定義)に規定する中間法人は普通法人に該当することから、例えば、人格のない社団等の構成員が中間法人を設立して当該人格のない社団等の業務を当該中間法人に移転した場合であっても、その課税所得の範囲は、収益事業から生じた所得に限定されないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

- 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。
なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

(特別の利益に係る要件を欠くこととなった場合)

- 1 - 1 - 9 令第3条第1項第3号又は第2項第6号(非営利型法人の範囲)に規定する要件を欠くことにより普通法人に該当することとなった一般社団法人又は一般財団法人は、その該当することとなった日の属する事業年度以後の事業年度において、非営利型法人に該当することはないと留意する。

(主たる事業の判定)

- 1 - 1 - 10 令第3条第2項第3号(非営利型法人の範囲)に規定する「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当するかどうかは、原則として、その法人が主たる事業として収益事業を行うことが常態となっていないかどうかにより判定する。この場合において、主たる事業であるかどうかは、法人の

(新 設)

(新 設)

改	正	後	改	正	前
<p><u>事業の態様に応じて、例えば収入金額や費用の金額等の合理的と認められる指標（以下1-1-10において「合理的指標」という。）を総合的に勘案し、当該合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるかどうかにより判定することとなる。</u></p> <p><u>ただし、その法人の行う事業の内容に変更があるなど、収益事業の割合と収益事業以外の事業の割合の比に大きな変動を生ずる場合を除き、当該事業年度の前事業年度における合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるときには、その法人は、当該事業年度の開始の日において「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当しているものと判定して差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 本文後段の判定を行った結果、収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えないとしても、そのことのみをもって「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当しないことにはならないことに留意する。</u></p> <p><u>(理事の親族等の割合に係る要件の判定)</u></p> <p><u>1-1-11 令第3条第1項第4号及び第2項第7号(非営利型法人の範囲)に規定する要件に該当するかどうかの判定は、原則として、判定される時の現況によることに留意する。</u></p> <p><u>ただし、例えば、非営利型法人が理事の退任に基因して当該要件に該当しなくなった場合において、当該該当しなくなった時から相当の期間内に理事の変更を行う等により、再度当該要件に該当していると認められるときには、継続して当該要件に該当しているものと取り扱って差し支えない。</u></p>					
			(新 設)		

三 事業年度

改	正	後	改	正	前
			(新設)		
<u>(非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度)</u>					
<u>1 - 2 - 3 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項(事業報告等の提出)及び第50条の2第1項(認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成)に定める期間をいうのであるから、当該事業年度は次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる期間となることに留意する。</u>					
<u>— 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合</u>					
<u>　　イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間</u>					
<u>　　ロ その公益認定を受けた日からその事業年度終了の日までの期間</u>					
<u>— 公益社団法人又は公益財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合</u>					
<u>　　イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間</u>					
<u>　　ロ その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間</u>					
<u>(解散、継続、合併又は分割の日)</u>			<u>(解散、継続、合併又は分割の日)</u>		
<u>1 - 2 - 4</u>			<u>1 - 2 - 3</u>		
..... <u>第24号</u> <u>第20号</u>		
.....				

改	正	後	改	正	前
<p>(いわゆる中間型の分割を行った場合のみなし事業年度)</p> <p><u>1 - 2 - 5</u></p> <p>(公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等)</p> <p><u>1 - 2 - 6 法第 14 条第 22 号(みなし事業年度)に規定する「該当することとなつた日」</u>は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる日をいう。</p> <p>— <u>公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる日</u></p> <p>イ <u>公益社団法人又は公益財団法人が普通法人に該当することとなつた場合 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下 1 - 2 - 6 において「公益認定法」という。)第 29 条第 1 項又は第 2 項(公益認定の取消し)の規定による公益認定の取消しの日</u></p> <p>ロ <u>非営利型法人が普通法人に該当することとなつた場合 令第 3 条第 1 項各号又は第 2 項各号(非営利型法人の範囲)に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつた日</u></p> <p>ハ <u>社会医療法人が普通法人に該当することとなつた場合 医療法第 64 条の 2 第 1 項(収益業務の停止)の規定による社会医療法人の認定を取り消された日</u></p> <p>二 <u>法別表第二に掲げる商工組合(以下 1 - 2 - 6 において「非出資商工組合」という。)が法別表第三に掲げる商工組合(以下 1 - 2 - 6 において「出資商工組合」という。)に移行することとなつた場合等、法別表第二に掲げる公益法人等(農業協同組合連合会を除く。ニにおいて同じ。)が法別表第三に掲げる協同組合等(農業協同組合連合会を除く。ニにおいて同じ。)に該当することとなつた場合 移行の登記の日</u></p> <p>— <u>普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつた場合 次に</u></p>			<p>(いわゆる中間型の分割を行った場合のみなし事業年度)</p> <p><u>1 - 2 - 4</u></p> <p>(新設)</p>		

掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる日

- イ 一般社団法人又は一般財団法人のうち普通法人であるものが公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合 公益認定法第4条(公益認定)に規定する行政庁の認定を受けた日
- ロ 一般社団法人又は一般財団法人のうち普通法人であるものが非営利型法人に該当することとなった場合 令第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件のすべてに該当することとなった日
- ハ 医療法人のうち普通法人であるものが社会医療法人に該当することとなった場合 医療法第42条の2第1項(社会医療法人)の規定による社会医療法人の認定を受けた日
- 二 出資商工組合が非出資商工組合に移行することとなった場合等、法別表第三に掲げる協同組合等が法別表第二に掲げる公益法人等に該当することとなった場合 移行の登記の日
- 法第14条第17号及び第18号に規定する「該当することとなつた日」についても、同様とする。

(設立無効等の判決を受けた場合の清算)

1 - 2 - 7会社法又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下1 - 2 - 9において「一般法人法」という。).....

(人格のない社団等が財産の全部を分配等した場合の残余財産の確定)

1 - 2 - 8その有する財産の全部を分配し又は引き渡した場合.....
.....その分配又は引渡しをした日.....

(設立無効等の判決を受けた場合の清算)

1 - 2 - 5会社法.....

(人格のない社団等が財産の全部を分配した場合の残余財産の確定)

1 - 2 - 6
.....その有する財産の全部を分配した場合.....その分配をした日.....

改	正	後	改	正	前
(株式会社等が解散等をした場合における清算中の事業年度) 1 - 2 - 9 株式会社又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下1 - 2 - 9において「株式会社等」という。)が解散等(会社法第475条各号又は一般法人法第206条各号(清算の開始原因)に掲げる場合をいう。)をした場合における清算中の事業年度は、当該株式会社等が定款で定めた事業年度にかかわらず、会社法第494条第1項又は一般法人法第227条第1項(貸借対照表等の作成及び保存)に規定する清算事務年度になるのであるから留意する。			(株式会社が解散等をした場合における清算中の事業年度) 1 - 2 - 7 株式会社が解散等(会社法第475条各号(清算の開始原因)に掲げる場合をいう。)をした場合における清算中の事業年度は、当該株式会社が定款で定めた事業年度にかかわらず、同法第494条第1項(貸借対照表等の作成及び保存)に規定する清算事務年度になるのであるから留意する。		

四 利益積立金額

改	正	後	改	正	前
(連結子法人株式の帳簿価額の修正額) 1 - 6 - 2令第9条第1項第6号.....			(連結子法人株式の帳簿価額の修正額) 1 - 6 - 2令第9条第1項第4号.....		
(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡) 1 - 6 - 3 令第9条第2項第1号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)の規定の適用上、法人の有する連結法人の株式の譲渡は、連結完全支配関係のある連結法人間における譲渡がこれに該当するのであるから、法第61条の13第1項(分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用があるのであっても、これに含まれることに留意する。			(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡) 1 - 6 - 3 令第9条第2項第1号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)の規定の適用上、法人の有する連結法人の株式の譲渡は、連結法人以外の者に対する譲渡に限られないのであるから、例えば、その譲渡が連結法人に対するもので、法第61条の13第1項(分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整)の規定の適用があるのであっても、これに含まれることに留意する。		

五 仮決算における経理

改	正	後	改	正	前
(仮決算における損金経理の意義) 1 - 7 - 1 <u>株主等</u>決算書(これに類する計算書類を含む。)			(仮決算における損金経理の意義) 1 - 7 - 1 <u>株主又は出資者</u>決算書.....		

六 その他

改	正	後	改	正	前
第8節 その他 <u>(該当することとなる日等)</u> 1 - 8 - 1 1 2 6 (公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当すること となつた日等)の イからニまで及び イからニまでに掲げる場合において、 法第14条(みなし事業年度)の規定以外の規定を適用する場合における「該當 することとなる日」又は「該当することとなつた日」については、1 2 6 の取扱いを準用する。			(新 設) (新 設)		

七 収益等の計上に関する通則

改	正	後	改	正	前
(利息制限法の制限超過利子) 2 - 1 - 26			(利息制限法の制限超過利子) 2 - 1 - 26		

改	正	後	改	正	前
..... <u>貸金業法</u> (注) <u>貸金業の規制等に関する法律</u> (注)				

八 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改	正	後	改	正	前
(一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価) 2 - 3 - 25 1株に満たない端数に相当する部分 <u>令第139条の3第1項各号</u> <u>(一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例)</u> に掲げる1株に満たない 端数又は <u>令第139条の3の2(合併等により交付する株式に一に満たない端数が ある場合の所得計算)</u> に規定する1株に満たない端数.....			(一株に満たない株式等を譲渡した場合等の原価) 2 - 3 - 25 1株に満たない端数に相当する部分 <u>又は令第139条の3第1項各 号(一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例)</u> に掲げる1株に満たな い端数.....		

九 収益及び費用の帰属時期の特例

改	正	後	改	正	前
(工事の請負の範囲) 2 - 4 - 12 法第64条第1項(<u>長期大規模工事</u> の請負に係る収益及び費用の帰属 事業年度)に規定する工事(以下この款において「工事」という。)の請負に は、 <u>設計・監理等</u>			(工事の請負の範囲) 2 - 4 - 12 法第64条(<u>工事</u> の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定 する工事(<u>製造</u> を含む。以下この款において同じ。)の請負には、 <u>設計・監理</u> 又は <u>ソフトウェアの製作等</u>		

(長期大規模工事の着手の日等の判定)

2 - 4 - 17 令第 129 条第 7 項(长期大規模工事に着手したかどうかの判定)(同条第 10 項(长期大規模工事以外の工事に着手したかどうかの判定))の規定により準用される場合を含む。)当該工事.....工事.....
.....

(廃止)

(长期大規模工事の着手の日の判定)

2 - 4 - 17 令第 129 条第 7 項(长期大規模工事に着手したかどうかの判定) ...
.....当該长期大規模工事.....长期大規模工事.....
....

(长期大規模工事以外の工事で再び工事進行基準の適用要件を満たした場合の取扱い)

2 - 4 - 19 法第 64 条第 2 項(长期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(法第 81 条の 3 第 1 項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入))の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第 64 条第 2 項の規定を含む。以下 2 - 4 - 19 において同じ。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき工事進行基準の方法を適用している长期大規模工事以外の工事について、その目的物の引渡しの日の属する事業年度前の各事業年度において同項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった場合においても、その後当該工事につき再び利益が生ずると見込まれるに至る等同号に掲げる場合に該当しないこととなったときは、その該当しないこととなった事業年度以後の事業年度については、当該工事に係る収益の額及び費用の額の計上につき再び工事進行基準の方法を適用することができるものとする。

(注) 1 工事進行基準を適用している长期大規模工事以外の工事が同号に掲げる場合に該当することとなった場合でも、当該事業年度前の各事業年度において計上した収益の額及び費用の額を既往にさかのぼって修正することはしないのであるから留意する。

2 本文の「目的物の引渡しの日の属する事業年度」、「目的物の引渡しの日の属する事業年度前の各事業年度」及び「該当しないこととなった事業

改 正	後	改 正	前
			<p><u>年度</u>」並びに 1 の「当該事業年度前の各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p>
(損失が見込まれる場合の工事進行基準の適用)		(新 設)	
<p>2 - 4 - 19 法人が、当該事業年度終了の時において見込まれる工事損失の額（その時の現況により見積もられる工事の原価の額が、その請負の対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）のうち当該工事に関して既に計上した損益の額を控除した残額（以下「工事損失引当金相当額」という。）を、当該事業年度に係る工事原価の額として計上している場合であっても、そのことをもって、法第64条第2項（長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に定める「工事進行基準の方法により経理したとき」に該当しないとは取り扱わない。</p> <p>この場合において、当該工事損失引当金相当額は、同項の規定により当該事業年度において損金の額に算入されることとなる工事の請負に係る費用の額には含まれないことに留意する。</p>		<p>(外貨建工事の工事進行基準の計算)</p> <p>2 - 4 - 22 外貨建工事における令第129条第3項（工事進行基準の方法）の規定による計算は、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算する方法又は当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法など、法人が当該外貨建工事につき継続して適用する合理的な方法によるものとする。</p> <p>.....</p>	
(注)		(注)	